

2 食物アレルギー対応のための基本的な流れ（例）

| 〈流れ〉 | 〈内容等〉 | 〈関係書類〉 |
|--|--|---|
| 1 保健調査票による把握 | 食物アレルギーの有無等を把握する。 | 保健調査票 |
| 2 調査実施 (新一年生の場合は、就学時健 康診断時に合わせて実施) | 食物アレルギーの原因食品や状態を 把握する。 | 食物アレルギーに関する調査票 (様式1・様式1別紙) |
| 3 対応申請受付 | 保護者が学校での管理を希望する 場合や、エピペン®を処方されている 場合等は、食物アレルギー対応の対 象として申請を受け付ける。 | 食物アレルギー対応申請書 (様式2-1)〈添付書類3点〉 ・学校生活管理指導表(アレルギー 疾患用) ・食物アレルギーの経過及び対応状 況申告書(様式3) ・家庭における除去申告書(様式4) |
| 4 保護者との面談実施 | 学校生活管理指導表(アレルギー疾 患用)及び様式1～4を基に、保護者 と面談し、記録を作成する。 | 面談記録票(個人調査票) (様式5) |
| 5 学校の食物アレルギー 対応に関する委員会開催 (個別の取組プラン・緊急時個 別対応マニュアル・学校給食に おける食物アレルギー対応の検 討) | 面談結果を踏まえて作成した個別の 取組プラン、緊急時個別対応マニュ アル及び学校給食における食物アレ ルギー対応についての案を委員会 で検討し、校長が学校としての案を 決定する。 | 個別の取組プラン(案)(様式6) 緊急時個別対応マニュアル (様式7) 学校給食における食物アレルギー 対応について(報告)(様式8 -1) |
| 6 市町村の食物アレルギー 対応に関する委員会開催 (個別の取組プラン・緊急時個 別対応マニュアル・学校給食に おける食物アレルギー対応の決 定) | 学校としての案を市町村の食物アレ ルギー対応に関する検討委員会で 検討し決定する。決定結果を学校に 通知(学校給食の対応については保 護者へも通知)し、関係機関とも連携 する。 | 個別の取組プラン(決定)(様式 6) 緊急時個別対応マニュアル (様式7) 学校給食における食物アレルギー 対応の決定について(通知) (様式9) |
| 7 保護者への説明・協議 (個別の取組プラン・緊急時個 別対応マニュアルの承認、学校 給食における食物アレルギー対 応の確認) | 保護者に市町村食物アレルギー対 応に関する検討委員会での決定内 容を説明する。 保護者の理解を得られない場合は、 市町村教育委員会へ支援を要請す る。 | 個別の取組プラン(決定)(様式 6) 緊急時個別対応マニュアル (様式7) 学校給食における食物アレルギー 対応の決定について(通知) (様式9) |
| 8 学校の食物アレルギー 対応に関する委員会開催 (全ての教職員の共通理解) | 個別の取組プラン、緊急時個別対応 マニュアル及び学校給食における食 物アレルギー対応を全ての教職員で 共有し、個々の児童生徒の対応につ いての共通理解を図る。 | |
| 9 中間報告 | 取組の様子や改善点を検討・修正 とともに、必要に応じて保護者の 意見・要望を確認し記録する。 | 食物アレルギー対応申請書(中止・変 更)(様式2-2)〈添付書類3点〉 個別の取組プラン(様式6) 緊急時個別対応マニュアル(様式7) 学校給食における食物アレルギー対応 について(様式8-2) 学校給食における食物アレルギー対応 の決定について(通知)(様式9) |
| 10 評価 | 変更・中止の申請があった場合は、 必要に応じて委員会で協議する。 | |